

# 仕様書(案)

## 1 件名

MINATOまちなかコンサート企画・運営等業務委託

## 2 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

## 3 履行場所

港区区有施設ほか

## 4 目的

区は、年齢や障害の有無、国籍等にかかわらず誰もが気軽に音楽に触れ、文化芸術への関心を高めることができるよう、MINATOまちなかコンサートを定期的に開催する。

## 5 業務概要

受注者は、以下の業務を行うこと。

### (1) ロビーコンサートの運営

区役所1階ロビーで、コンサートを5回程度（令和7年7月から12月までの間で月1回程度、約30分間）開催すること。日時等は、事前に発注者と協議し決定すること。

- ア 出演者は、区内で活動するアーティスト等とし、発注者が公募で決定する。
- イ 演奏ジャンルは、器楽を中心とし、ピアノを3回程度使用すること。受注者は、必要に応じてピアノを準備し、搬入、設置、調律を行うこと。
- ウ 受注者が事前に示す会場レイアウトに従い、発注者が準備する椅子等（50脚程度）を運搬・配置及び撤収等を行うこと。また、バリアフリー等について十分に配慮すること。
- エ 運営方法の詳細については、事前に発注者と協議の上、決定すること。

### (2) まちなかコンサートの企画・運営

区内の施設や文化資源等を活用し、プロレベルの演奏者によるまちなかコンサートを3回程度（契約締結日から令和8年3月15日までの間）企画し、開催すること。日時等は、事前に発注者と協議し決定すること。

- ア 受注者は、企画書に沿った出演者の選定、出演交渉、開催場所の選定、その他調整を行うこと。なお、参加者100名程度の開催場所とし、屋内、屋外をそれぞれ1回以上含むこと。
- イ 当日の会場設営及び撤収作業、リハーサルを行うこと。また、バリアフリー等について十分に配慮すること。
- ウ コンサートの様子を、リアル・アーカイブ等はこだわらず録画し、配信すること。

### (3) アウトリーチ事業

区有施設等を活用し、育児や介護等を理由に音楽鑑賞が難しい人を対象とした出張コンサートやワークショップ等を6回程度（契約締結日から令和8年3月15日までの間）企画し、開催すること。日時等は、事前に発注者と協議し決定する

こと。

ア 受注者は、企画書に沿った出演者の選定、出演交渉、開催場所の選定、その他調整を行うこと。

イ 参加者は15名程度とし、会場設営及び撤収作業を行うこと。また、バリアフリー等について十分に配慮すること。

(4) その他（（1）～（3）共通事項）

ア チラシ・ポスター等作成し、効果的かつ積極的な広報活動を行うこと。

イ 当日の運営、進行等を行うこと。

ウ 企画計画書は、発注者と協議の上作成し、契約締結後一週間以内に発注者へ提出すること。

エ 本イベントを効果的に周知する方法について、各種メディアや広報媒体等を活用した方法を積極的に提案し、発注者と協議の上、決定すること。

オ チラシ・ポスター等のデザイン、掲載内容、併記する言語等は、事前に発注者と協議の上、決定すること。

カ 業務実施に必要な機材及び通信環境については、受注者が準備すること。

キ 出演料や設営費、会場・機材使用料、音楽著作権使用料等諸経費を含む事業実施に係る経費は、全て委託料に含むものとする。

ク 事業参加者に対して、アンケート調査及び集計を行うこと。アンケート用紙は、A4判1頁、5項目程度とし、内容については受注者が作成し、実施前に発注者の承諾を得ること。

ケ 各事業終了後、14日以内に日時、実施内容、実施状況、アンケート調査結果、今後の課題等をまとめた実施報告書を作成し提出すること。

コ 年3回程度、発注者と受注者にて各事業の振り返りを行い、各事業の進捗や成果について確認をし、改善点や次年度に向けた方針を共有すること。

## 6 業務における留意点

（1）利便性、多言語対応、カラーバリアフリー等、参加者のアクセシビリティ等に十分配慮すること。

（2）イベントの企画、進行、広報等については、事前に発注者と複数回打合せを実施する等、十分に協議を行った上で実施すること。

（3）業務実施に当たっては、効率的かつ効果的な運営に努めること。

（4）仕様書に定めのない事項、又は作業の実施に当たって疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議してこれを定めるものとする。

（5）受注者の責に帰すべき事由に基づく損害に関し、請求の原因を問わずそれが直接の原因で発生した損害に対して、受注者は損害賠償の責任を負うものとする。

（6）事故等が発生した際には直ちに発注者に報告し適切な対応を実施すること。

## 7 契約方法及び支払方法

（1）「5 業務概要」の「（1）ロビーコンサートの運営 イ 演奏ジャンルは、器楽を中心とし、ピアノを3回程度使用すること。受注者は、必要に応じてピアノを準備し、搬入、設置、調律を行うこと。」については、ピアノの使用回数に応じた単価契約とする。

（2）上記（1）以外の業務については、総価契約とする。

（3）契約代金は、全ての業務の履行を確認した後、受注者からの請求に基づき、

一括で支払うものとする。

## 8 受注者の責務

- (1) 受注者の責務において、区民・業務関係者等に対する安全対策に万全を期し、事故防止に関する必要な措置を講ずること。
- (2) 受注者は、常に善良なる管理者の注意をもって業務を遂行し、業務の進捗状況について確認の上適宜報告すること。
- (3) 受注者は、関係法令等を遵守し、その適用及び運用は、受注者の責任において適切に行うこと。
- (4) 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約の解除及び期間満了後においても同様とする。
- (5) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱」の趣旨を踏まえ、適切な対応を図ること。
- (6) 受注者は、「港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱」を遵守すること。また、ハラスメントが発生した場合は、発注者と連携して適切に対応すること。
- (7) 受注者は、個人情報について、別紙個人情報等取扱いに関する特記事項を遵守しなければならないものとする。
- (8) 受注者は、本契約の履行に当たり、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守り、あらゆる差別をなくすために適切な対応を図ること。
- (9) 受注者は、本契約の履行に当たり、「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」（平成9年港区条例第42号）第9条に規定するみなどタバコルールを遵守すること。
- (10) 受注者は、本契約の履行に当たり、地球温暖化防止のため、省エネルギー対策に努めること。
- (11) 受注者は、業務上取集した区民等の個人情報を自社で使用するシステムで管理する場合は、契約締結後、速やかに発注者と協議し、承認を得ること。

## 9 環境により良い自動車利用

- (1) 本契約の履行に当たって自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ア ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
- (2) 電動車を始め、低公害・低燃費な自動車利用に努めること。電動車とは、電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV）の総称を指す。
- (3) 適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (4) 本契約の履行に当たって観光バスを使用する場合は、「観光バスの環境性能表示に係るガイドライン（平成29年3月16日改正28環改車第790号）」に規定する評価基準Aランク以上の車両を供給すること。

## 10 その他

本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議の上決定する。

## 11 問合せ

港区産業・地域振興支援部地域振興課文化芸術振興係  
電話 03-3578-2584